

# TAAF NEWS

## 一般社団法人 東京都建築士事務所協会



《 一般社団法人 東京都建築士事務所協会 》

### 平成29年 新春交礼会 ご案内



- ◇日時 平成29年1月19日(木) 18時～20時(受付17:20～)
- ◇会場 ハイアットリージェンシー東京 地下1階クリスタルルーム  
新宿区西新宿2-7-2 Tel.03-3348-1234 代表(京王プラザホテルではありません)
- ◇会費 お一人様 10,000円(当日お受けいたします)

※新宿駅⇄ホテルの無料送迎バス新宿西口ハルク前35番乗り場より20分間隔にて往復運行あり

### 新規登録建築士事務所『建築士事務所実務講習会』



★登録建築士事務所の開設者・管理建築士の方  
～すぐに役立つ業務と経営のノウハウ～

講習日：平成29年2月2日(木) 14時～18時  
会場：新宿ワシントンホテル 新宿区西新宿3-2-9  
主催：東京都建築士事務所協会  
※詳しくは、本会のHPをご覧ください。



### 実務者のための設計・監理契約書講習会

～『四会連合・建築設計監理業務委託契約約款の解説と同じく小規模向け』テキスト使用～



- ◇日時 平成29年3月21日(火) 13時～16時50分(DVD講習)
- ◇会場 東京都建築士事務所協会 会議室
- ◇受講料 会員10,000円 一般12,500円(テキスト込・消費税込)  
会員3,000円 一般5,000円(テキスト持参・消費税込)

※詳しくは、1/6より本会のHPに掲載予定です。

### 予告

### 東京建築賞2017作品募集

応募期間 2017年2月1日(水)～3月3日(金)

申込書、パネル等は、持参(土日祝日を除く9時～17時)

もしくは郵送・宅配便等にて受付。2017年3月3日の消印有効。

第42回戸建住宅部門最優秀賞⇒  
たまプラーザの家

※詳細はコア東京1月号、または1月10日以降、HPをご覧ください。



### 建築物省エネ法に関する実務者研修会



国主催の説明会を  
踏まえた実務者向  
けの研修/演習

日時 平成29年1月31日(火)  
2月23日(木)  
3月13日(月) } いずれも15時～17時(14時半～受付)

会場 本会会議室(新宿区新宿5-17-17 渡菱ビル3階)

参加費 会員1,000円 非会員1,500円

※詳しくは、本会のHPをごらんください。



**管理建築士講習 第4期**

会場コード 2F-03  
 講習日 平成29年2月21日(火) 定員70名  
 申込期間 平成28年10月24日(月)  
 ~平成29年1月31日(火)  
 会場 (一社) 東京都建築士事務所協会会議室  
 受講料 16,200円

**建築士定期講習 第4期**

会場コード 2F-54  
 講習日 平成29年3月23日(木) 定員252名  
 申込期間 平成28年10月24日(月)  
 ~平成29年2月28日(火)  
 会場 あいおいニッセイ同和損保新宿ホール  
 受講料 12,960円

**申込方法上記講習共通**

- ◎受講申込書は、窓口にて配布もしくは、HPからダウンロードしてください。
- ◎本会へ簡易書留郵便にて申してください(本会への持参は受付不可)
- ◎受付期間中でも、定員に達した場合は受付を終了させていただきます。ご了承ください。
- ◎受講申込書の記入方法等は、受講申込書付属の受講要領をご参照ください。

**重要**

**所属建築士の定期講習の受講について**

**あなたの事務所の建築士の方は、期限内に受講していますか？**

建築士法では、建築士の資質・能力の向上を目的として、建築士事務所に所属する建築士(以下「所属建築士」という。)に対し、3年ごとの定期講習の受講が義務付けられています。所属建築士の方々が定期講習の受講機会を捉え、建築技術の高度化や建築基準法令の改正等の知識を身に付け、設計等の業務の適正な実施につなげていただくよう、お願いいたします。なお、受講期限内に定期講習を受講しなかった場合は、建築士法に基づく懲戒処分の対象となることをご留意ください。

**○定期講習の受講義務について**

◇平成28年度内に受講することが必要な所属建築士(平成29年3月31日までに定期講習の受講が必要な方)

- ①定期講習を平成25年度に受講し、それ以降受講していない所属建築士
- ②平成25年度に建築士試験に合格し、合格日から平成29年3月31日までの間に建築士事務所に所属した受講経験のない建築士

◇遅滞なく受講することが必要な所属建築士(以下の所属建築士の方々は、遅滞なく定期講習の受講が必要です。)

- ③建築士試験に合格し、合格日の翌年度の開始の日から3年経過後に建築士事務所に所属した建築士
- ④前回受講日の翌年度から3年経過後、再び建築士事務所に所属した建築士

○留意事項 / 東京都知事登録の二級建築士又は木造建築士で、産休や休職中等により定期講習が受講できない方、建築士事務所を退所したが当該事務所の所属建築士名簿に掲載されている方は、建築企画課にご相談下さい。

**○問合せ**

都市整備局市街地建築部建築企画課建築士担当

TEL03-5388-3356

	~平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
①		受講 ☆			受講期限 →
②		試験合格 ◇	所属		
		合格日から平成29年3月31日までの間に建築士事務所に所属			
③		試験合格(H24.12) ◇			遅滞なく受講 → 所属
④		受講(H24.9) ☆	離脱		再所属

□ : 建築士事務所に所属していることを示す

詳細は、東京都都市整備局 HP [http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/kenchiku/kenchikusi/koshu\\_juko.htm](http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/kenchiku/kenchikusi/koshu_juko.htm)



一般社団法人  
**東京都建築士事務所協会**  
 Tokyo Association of Architectural Firms

〒160-0022 東京都新宿区新宿 5-17-17 渡菱ビル 3階  
 協会事務局 TEL 03-3203-2601 FAX 03-3203-2602  
 登録センター TEL 03-5272-1069 FAX 03-5272-1071  
 支援協会 TEL 03-6228-0571 FAX 03-6228-0572